

千葉県動物愛護推進協議会委員からの意見及び事務局回答

<動物愛護推進員の移植の推進と活動支援について>

- ・推進員と行政側の顔合わせの機会（交流会や意見交換会）が必要。
- 従来も地域毎に実施した実績があります。新型コロナウイルスの感染状況を見据えながら、感染拡大防止策をとった上で、webの活用も含めて実施を検討していきます。
- ・推進員達が自分達の存在意義を感じるためにも、推進員から「協働事業の提案」を募り、実現可能と判断された事業について、推進員と共に考え、動いてはどうか。
- 推進員、自治体、保健所が協働して活動している事例もあります。推進員との情報共有を進めると共に、今後の施策の参考とさせていただきます。

<千葉県動物愛護管理推進計画の進捗状況について>

- ・独居老人による、動物管理に関する支援方策の検討が必要。
 - ・高齢者（独居老人）、精神疾患による飼育放棄や多頭飼育崩壊が増えていると感じる。資料にもあるように人間の福祉の現場との連携が必要だと思う。
- 飼えなくなった場合の対応も考えた上で飼い始めるのが本来であるが、実際はそうでないケースも多い。多頭飼養問題に関しては、国でもガイドラインを検討しており、県でも今後の課題としてとらえています。
- 早期に状況を把握し、終生飼養・適正飼養の指導・助言を行う上でも、社会福祉部局等との連携も視野に入れ、多様な関係者との連携体制の構築を図っていきます。
- ・県内での地域差に応じた計画の推進方策の検討が必要。
- 県全体の方向性を踏まえ、地域の実情に応じて、各自治体と連携しながら検討していきます。
- ・不妊去勢手術の助成を、一定期間長く続けてほしい。
- 県では、令和元年度から五年間、県内の市町村が行う飼い主のいない猫に関する事業に対して、その費用の一部を助成する制度を設けています。今後も市町村と協力して、飼い主のいない猫対策を図っていきます。
- ・公の場所を管理する所管が、飼い主のいない猫対策の「主体」となって解決していく考えをまずは県庁内で共有していけるような勉強会を開けないだろうか。管理者がその地を管理しなければならないという原則を持ってすれば「飼い主のいない猫対策は管理者

が主体となるべき」となると思うが。

○公の場所での飼い主のいない猫対策は、その場所の管理者の理解が必要であると考えます。そこでの対策を進めるためには、動物行政部門をはじめ、ボランティア等の協力が必要と思われます。お互いができること、できないことを認識し、フォローしあいながら時間をかけて取り組む必要があると考えます。

今後も地域猫に関する活動を推進してまいります。

・飼い主のいない猫対策について、以前のように動物愛護センターでの不妊去勢手術の併用も検討してみてもどうか。

○手術器具・麻酔器具が十分ではないこと、小動物臨床獣医師との日程調整が難しいことなどから、現状では動物愛護センターの手術室を活用することは難しいと考えますが、御意見として承ります。

・地域猫の問題等に関して、もっと行政が積極的に推進してほしい。

○飼い主のいない猫に関する問題を解決していくためには、不妊去勢手術の徹底を含めて、地域にあった方法で猫の適切な管理を行うことが重要であり、この取組を行う地域住民により近い、市町村による支援が効果的だと認識しています。保健所と市町村が協力して、地域猫対策が県内に広がるよう、取り組んでいきます。

・災害時の同行避難の推進と、市町村の現状の把握をしてほしい。

○同行避難者の受け入れ体制の整備について、引き続き市町村と連携していきます。

・東京都で実施されている、コロナ感染者の動物と同居可能な宿泊施設の設定を、是非早急に検討していただきたい。

○千葉県は、既存のホテルを活用しているため、動物と同居可能な宿泊施設の設定は難しい状況です。

<千葉県動物愛護推進計画の改正について>

・推進計画中に引取り拒否の記載があるが、引取り拒否によって、余計動物が窮地に追い込まれ、愛護からほど遠い状況になってしまわないか。「拒否ありき」の記載は避けた方がよいのでは。

○事前相談の中で事情や状況を聞き、必要に応じてアドバイス等をした上で、終生飼養の趣旨の基に引取りを行うかどうかを判断しており、全てのケースで引取りを拒否してい

るわけではありません。ただ、「拒否ありき」ととられないよう、表現については検討いたします。

・今後中核市になるとされている市川市は含まなくてよいのか（令和3年度には中核市になっていないのだろうか）。

○本計画作成時点で中核市にはなっていないことから、今回の見直しでは記載いたしません。

・「無責任な餌やり」という文言を、法律と同じく「恣意的な」に変えた方がよいと思う。「無責任な餌やり」があるならば、「責任ある餌やり」という対義語が存在することとなり、地域猫活動の広がり・実施に対する障害となるおそれがある。

○「恣意的な」という表現は国の推進計画にでてきます。本来の意味からすると「恣意的」が正しいとは思われますが、一般的になじみの薄い言葉と考えます。一方で「無責任な」という言葉も国の推進計画の中にでてくること、加えて他県の計画の中にも見られる表現であること、「責任ある餌やり」は「猫の管理者として、飼養者責任を持った餌やり」ととれることから、それほど違和感はないと考えますので、原案どおりとさせていただきます。

・「獣医師及び獣医師会の役割」に「必要な不妊手術の啓発・指導、適正飼育頭数に関する教育と指導」と入れてはどうか。また、虐待の通報先を記載した方がよいのでは。

○「適正飼養の推進」という言葉に含んでいるという認識ですが、表現については検討します。

通報先については、環境省 HP にも掲載されていること、獣医師会には環境省から通報先リストの文書が通知されていること等から、計画中に具体的に記載はせず、原案どおりとさせていただきます。

その他の意見

- ・中長期的な避難時の動物飼育可能な住宅のあっせん等の検討をしてほしい。
- ・不妊手術に対する、正しい知識の普及啓発が必要。
- ・猫は犬に比べると、適正飼養への理解が薄いように感じる。猫の正しい飼育方法について、もっと周知が必要。
- ・今後導入される数値規制によって、行き場を無くした保護犬猫が出てくること、その動物の受け入れ体制をどうするのか、議論の必要があると思う。

- ・ 県の殺処分数は減っているが、一般保護団体の受入数は増加しているところもある。保護団体のメンバーも高齢になり、苦勞しているところも多くなってきていると思う。
- ・ 動物病院だけではなく、動物取扱業者の事業所等にも、ポスター等を使って虐待防止の啓蒙があるとよいのでは。
- ・ 土日休み、長期休暇のある学校で、生き物を適切に管理飼育することは難しいと考えるので、「環境を整えられないのなら飼わない」という選択を学ばせるべきだと思う。飼育を通して、命の尊さを学ばせるのではなく、愛護センターや愛護団体が行っている【命の教室】を授業で取り組むほうが、良い学びになると思う。
- ・ オンラインのセミナー開催や、会議の開催も積極的に取り入れてほしい。
- ・ 推進員の委嘱について、ペットの同行避難の受け入れ体制拡大について、災害時の動物愛護ボランティアの活用について。
- ・ 行政職員が適正飼養について指導を行う際の内容に、ばらつきがあるようなので、統一する必要がある。
- ・ 十分な知識のないまま安易に飼育を開始したことによるトラブルは、吠える、噛みつくなど飼い主のコントロールがきかず飼育放棄するケースも多い。終生飼養を啓発するのはもちろんだが、終生飼養をするために必要な知識（しつけ方など）や飼う前の心構えについての普及が重要。県として、今よりももっと犬のしつけ方教室、正しい飼い方教室などを開催してもらいたい。
- ・ 犬を見ておらず、スマホを見ながら犬の散歩をしている人を見かける。「犬の飼い方・マナー」等の情報を発信してはどうか。
- ・ マイクロチップの挿入意義や必要性について、一般飼い主が情報を得やすい方法を考えるべきでは。

いただいた御意見につきましては、今後の検討課題及び施策の参考とさせていただきます。